

新居浜市ものづくり産業振興センター施設使用に関する遵守事項

1. 開館日
原則：月曜日から金曜日
(祝日、お盆、地方祭、年末年始及びセンターが指定する日を除く)
2. 利用時間
午前9時～午後5時
3. 使用料金
料金表による占有時間料金(時間単位)とします。
占有時間が1時間未満の場合は1時間とみなします。
別途、消費税がかかります。
4. 使用の制限条項
(禁止事項)
当センターを使用しての営業、販売活動および新居浜ものづくり
人材育成協会が不適と判断した行事はお断りすることがあります。
5. 駐車場
駐車場は15台分使用できます。それ以上必要な場合は要調整
となりますのでご相談下さい。
6. 注意事項
 - 1) 全館禁煙です。
喫煙は、屋外指定場所にてお願い致します。(実習棟の北西角)
 - 2) 会議室・講義室は、飲み物の持ち込みは可ですが食事は出来ません。
食事は、実習棟見学室を利用下さい。
 - 3) 避難経路などご自身でご確認下さい。(建屋北側に避難路はありません。)
 - 4) 使用料金は、実際の占有時間(準備から後片付けまで)により計算するため、
開始および終了時には必ず事務所にお立ち寄り下さい。
 - 5) 利用者側の責めで施設・設備に損害が発生した場合には、賠償を求めます。
 - 6) 使用時間を厳守すること。
 - 7) センターの施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を現状に
回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。